

日本を戦争する国にする安保法制整備の基本合意に断固反対し、
立法作業の即時中止と7・1閣議決定の撤回を求める声明

- 1 自民・公明両党は、本年3月18日、2014年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（7・1閣議決定）を具体化する安保法制（戦争法制）の方向性をとりまとめた共同文書について実質合意し、本日中に正式に決定すると報じられている。安倍政権は、これをもとに、5月中旬に法案を国会に提出し、今通常国会で成立させることを目論んでいる。
- 2 共同文書等によれば、合意された戦争法制の骨格は、①我が国と密接な関係のある他国が攻撃されたときに、我が国の存立が脅かされる等の事態（新事態）であると政府が認定すれば、当該他国とともに武力行使（集団的自衛権行使）ができるようにする（武力攻撃事態法等の改定）、②我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態（重要影響事態）において、当該事態に対応して活動する米軍及び米軍以外の他国軍隊に対する支援活動を実施できるようにする。支援活動には地理的限定がなく（周辺事態概念の削除）、その場で現に戦闘が行われていなければ（非戦闘現場）、米軍等への武器・弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油等も行えるようにする（周辺事態法の抜本的改定）、③重要影響事態でなくても、国際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊への支援活動をいつでも、どこでも実施できるようにする（恒久法の新設）、④国連PKOに限ることなく自衛隊が海外で国際平和協力活動できるようにするほか、実施できる業務を拡大し、武器使用を伴う駆けつけ警護や治安維持活動を行えるようにする（PKO協力法の改定）、⑤武力攻撃に至らない侵害（グレーゾーン）への対処として、我が国の防衛に資する活動に従事する米軍及び米軍以外の他国軍隊の武器等の防護のために自衛隊が武器使用できるようにする、⑥領域国の受け入れ同意がある場合に、自衛隊を派遣し、在外邦人の救出に武器を使用できるようにする、⑦自衛隊による海外での船舶検査活動の拡大、自衛隊法の規定に基づく米軍に対する物品・役務提供の拡大など（以上、自衛隊法の改定など）の法整備を行う、というものである。

3 こうした戦争法制は、憲法9条の制約を離れた自衛隊の活動を解禁し、他国の戦争や紛争地域への自衛隊の早期投入、武器使用、武力行使を可能にするものである。支援活動や防護・警護活動だといっても、相手方からみれば、軍事力の行使にほかならず、「切れ目のない対応」によって、たやすく武力攻撃に拡大する。我が国が敵国等からの反撃やテロ行為の標的になることは必至である。

戦争法制の整備は、日米防衛ガイドラインの再改定と同時に進められており、これを許せば、日本が、アメリカやその同盟国が世界中で行うあらゆる戦争・軍事行動に「切れ目なく」参加し、共働して戦う国になることは明白である。

自衛隊を戦地に送り込み、世界や日本を戦争の惨禍に巻き込む戦争法制は、日本国憲法の平和主義を蹂躪するものであり、絶対に許すことはできない。

戦争や軍事力で平和を創ることはできないのであって、世界や日本の平和のためには、憲法9条を活かした外交、NGO活動、文化交流等により安全保障環境を強化、確立することこそが求められる。

4 国民の多くは集団的自衛権行使や自衛隊を海外に派遣し、その活動を拡大しようとすることに反対している。民意と憲法を無視して戦争法制整備を強行しようとする安倍政権の姿勢は、強く非難されなければならない。

自由法曹団は、今般の戦争法制整備に関する与党合意に断固反対するとともに、憲法9条に反する7・1閣議決定の撤回を求め、日米防衛ガイドライン再改定並びに戦争法制整備に向けた作業の即時中止を強く求めるものである。

我々は、日本を戦争する国にするあらゆる策動を許さない草の根からのたたかいに、引き続き、全力を挙げて取り組む決意である。

2015年3月20日

自由法曹団
団長 荒井 新二